

■反社会的勢力との取引拒絶および解約に関する規定**1. (適用範囲等)**

- (1) この規定は、すべてのお客様の定期預金取引に適用されます。
- (2) この規定は、各種定期預金規定（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項はこの規定の定めが適用され、この規定に定めのない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (反社会的勢力との取引拒絶)

すべての定期預金口座は、次条第1項、第2項①から⑥および第3項①から⑤のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次条第1項、第2項①から⑥および第3項①から⑤の一にでも該当する場合には、当組合はすべての定期預金口座の開設をお断りするものとします。

3. (解約等)

次の各項の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はすべての定期預金取引を停止し、また預金者に通知することによりすべての定期預金口座を解約することができるものとします。

- (1) 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他前各号①から⑤に準ずる者
- (3) 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号①から④に準ずる行為

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上